

## 【参考】みどりの住環境事業費補助金 補助対象工事の例 一覧

凡例	○：対象    ×：対象外
----	---------------

### ①補助対象／対象外となる“敷地、住宅”

○	戸建て住宅	個人等において使用された県内の既存住宅がある 165 m <sup>2</sup> 以上の敷地内で工事を実施する移住者又は移住予定者。賃貸の場合は所有者から工事の承諾を得たものに限る。
○	併用住宅	
○	空き家	
×	共同住宅	
×	長屋	

(注) 補助対象者の申し込みは、同一住宅又は同一申込者について1回に限ります。

### ②補助対象となる工事の例

条件	住宅敷地内における 30 m <sup>2</sup> 以上かつ 30 万円以上の緑化整備		
緑化 工事	○	樹木の植栽	
		生垣の設置	
		芝生その他の地被類等の設置	人工芝は除く
		花壇、家庭菜園による緑化	ブロック等の資材を含む
		植物棚等の設置	補助資材を含む
		壁面緑化	敷地又は建物に直接植栽されたもの等に限る
		屋上緑化	土壌形成及び土壌部分への植栽に限る
附帯 工事		上記緑化工事に伴う解体工事、土壌改良工事	
	○	散水栓等の給排水設備工事 外部コンセント等の電気設備工事	緑化の維持管理に資するものに限る

### ③対象とならない例

補助 対象 外 項目	×	数年後に解体や用途変更又は所有者への返還等を予定している敷地の工事	
	×	国、県、市町その他団体が補助する他の制度を利用する場合、重複する内容の工事	
	×	一年草や二年草などの植物	
	×	ウッドデッキやフェンスなどの外構工事	
	×	コンクリート敷きや砂利敷きなどの緑化とみなせない工事	
	×	鉢植えの樹など、敷地に固定されないものの購入費	プランター、コンテナ等
	×	備品・消耗品の購入等	
	×	補助対象工事の設計費・調査費	
	×	その他補助金の交付が適切でないもの	受注者による領収書が発行されないもの、リース・レンタル物件、申請などに関する手数料・保険料・保証料及び公共工事の施行に伴う補償費等の対象となる工事費 など